



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 休猟区の指定（自然保護課） ..... 1
- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施（畜産課） ..... 2
- 定期種畜検査の実施（畜産課） ..... 2
- 土地改良区の監事及び清算人の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） ..... 4
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） ..... 4

### 公 告

- 補正予算の公表（財政課） ..... 4
- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課） ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） ..... 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） ..... 13

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立中部病院） ..... 13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院） ..... 14

### 議会事項

- 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則 ..... 16
- 沖縄県議会傍聴規則の一部を改正する規則 ..... 17
- 沖縄県議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示 ..... 17

### 教育委員会事項

- 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則 ..... 17
- 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 ..... 17
- 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令 ..... 18

## 告 示

### 沖縄県告示第425号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定した。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1(1) 名称 大宜味南

(2) 区域 名護市宇源河の国道58号と県道14号線との交点を起点として、同所から県道14号線を南東へ進み、県道14号線と有銘川との交点に至り、同所から有銘川左岸に沿って下流に進み、有銘川河口左岸と海岸線との交点に至り、同所から海岸線に沿って北へ進み、海岸線と福地川との交点に至り、同所から福地川右岸に沿って上流に進み、福地川と県道70号線との交点に至り、同所から県道70号線を西へ進み、県道70号線と国道331号との交点に至り、同所から国道331号を北へ進み、国道331号と県道9号線との交点に至り、同所から県道9号線を西へ進み、県道9号線と国道58号との交点に至り、同所から国道58号を南西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月15日から平成33年11月14日まで

2(1) 名称 石垣南

(2) 区域 石垣市宇名蔵の県道79号線と県道208号線との交点を起点として、同所から県道208号線を南東へ進み、県道208号線と県道211号線との交点に至り、同所から県道211号線を東へ進み、県道211号線と県道87号線との交点に至り、同所から県道87号線を北東へ進み、県道87号線と県道211号線との交点に至り、同所から県道211号線を東へ進み、県道211号線と県道209号線との交点に至り、同所から県道209号線を南へ進み、県道209号線と国道390号との交点に至り、同所から南へ進み、海岸線との交点に至り、同所から海岸線に沿って西へ進み、観音崎を経由して北東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月15日から平成33年11月14日まで

**沖縄県告示第426号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成30年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで

2 検査の対象となる種畜 牛・馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

**沖縄県告示第427号**

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、平成30年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成30年12月10日から同月14日まで

## 2 検査の対象となる種畜 豚

## 沖縄県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり仲泊土地改良区から監事及び清算人が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 1 監事

## (1) 就任

氏名	住所
比嘉正一	恩納村字仲泊115番地1
山城昌司	恩納村字仲泊98番地2
大城敦	恩納村字仲泊603番地

任期 平成30年7月2日から平成34年7月1日まで

## (2) 退任

氏名	住所
大城勝泰	恩納村字仲泊194番地2

## 2 清算人

## (1) 就任

氏名	住所
島袋順泰	恩納村字仲泊339番地
名嘉真正浩	恩納村字仲泊405番地
大城善宏	恩納村字仲泊128番地1
大城保	恩納村字仲泊621番地1
長浜善章	恩納村字仲泊97番地3
大城健	恩納村字仲泊601番地

## (2) 退任

氏名	住所
松茂良與氏	恩納村字仲泊45番地

## 沖縄県告示第429号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字喜瀬伊部原1991番2・2010番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第430号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那城加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第431号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、名護市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護第三地区（名護市字名護天田原、名護熱田原、名護大堂原、名護暗川原、名護名座喜原、名護稲福地原、名護知真嘉原、名護山田原及び名護嵩原の各一部）
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年10月4日から平成31年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点の復旧測量及び座標補正）

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成30年10月26日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）**

平成30年度沖縄県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に551,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ731,599,394千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13 繰 越 金		1	551,394	551,395
	1 繰 越 金	1	551,394	551,395
歳 入 合 計		731,048,000	551,394	731,599,394
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		64,021,434	551,394	64,572,828
	1 総 務 管 理 費	17,665,213	551,394	18,216,607
歳 出 合 計		731,048,000	551,394	731,599,394

## 平成30年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

平成30年度沖縄県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に2,894,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ734,493,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 分担金及び負担金		710,788	4,816	715,604
	1 分 担 金	75,738	685	76,423
	2 負 担 金	635,050	4,131	639,181
9 国庫支出金		199,333,198	283,610	199,616,808
	1 国庫負担金	45,477,943	7,802	45,485,745
	2 国庫補助金	152,519,660	275,808	152,795,468
13 繰越金		551,395	404,774	956,169
	1 繰越金	551,395	404,774	956,169
14 諸収入		27,078,389	2,199,428	29,277,817
	4 貸付金元利収入	14,283,270	2,082,000	16,365,270
	5 受託事業収入	3,504,612	23,070	3,527,682
	8 雑 入	3,283,778	94,358	3,378,136
15 県 債		57,362,100	1,600	57,363,700
	1 県 債	57,362,100	1,600	57,363,700
歳 入 合 計		731,599,394	2,894,228	734,493,622

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		64,572,828	100,203	64,673,031
	2 企 画 費	10,910,462	8,433	10,918,895
	3 徴 税 費	4,952,483	91,770	5,044,253
3 民 生 費		112,610,487	23,408	112,633,895
	2 児 童 福 祉 費	34,615,568	23,408	34,638,976
4 衛 生 費		37,814,873	12,991	37,827,864
	2 環 境 衛 生 費	3,510,010	10,163	3,520,173
	3 環 境 保 全 費	2,114,198	14,921	2,129,119
	5 医 薬 費	6,605,282	△ 12,093	6,593,189
5 労 働 費		5,369,785	△ 160,090	5,209,695
	1 労 政 費	2,412,740	△ 160,090	2,252,650
6 農 林 水 産 業 費		51,489,918	739,558	52,229,476
	1 農 業 費	17,942,550	△ 43,636	17,898,914
	2 畜 産 業 費	4,660,078	94,374	4,754,452
	3 農 地 費	20,134,772	684,820	20,819,592
	5 水 産 業 費	7,219,411	4,000	7,223,411
7 商 工 費		38,452,254	2,285,455	40,737,709
	1 商 業 費	11,887,499	177,103	12,064,602
	2 工 鉱 業 費	20,633,713	2,098,352	22,732,065
	3 観 光 費	5,931,042	10,000	5,941,042
8 土 木 費		93,096,576	△ 144,977	92,951,599
	4 港 湾 費	11,173,959	52,528	11,226,487
	5 都 市 計 画 費	19,180,926	56,654	19,237,580
	6 住 宅 費	5,684,550	△ 254,159	5,430,391
9 警 察 費		34,041,415	△ 16,070	34,025,345
	1 警 察 管 理 費	31,367,188	△ 16,070	31,351,118

10 教 育 費		169,365,698	49,020	169,414,718
	1 教 育 総 務 費	15,949,144	32,340	15,981,484
	4 高 等 学 校 費	43,490,408	△ 5,190	43,485,218
	6 社 会 教 育 費	5,052,248	21,870	5,074,118
11 災 害 復 旧 費		3,654,210	4,730	3,658,940
	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	66,324	4,730	71,054
歳 出	合 計	731,599,394	2,894,228	734,493,622

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費			千円 7,156,769
	2 道 路 橋 り ょ う 費		4,622,504
		無 電 柱 化 推 進 事 業	79,700
		沖 縄 都 市 モ ノ レ ー ル 道 整 備 事 業 費 ( 道 路 )	2,790,504
		地 域 連 携 道 路 事 業 費 ( 地 域 高 規 格 道 路 )	418,000
		社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 ( 道 路 )	1,334,300
	5 都 市 計 画 費		2,534,265
		沖 縄 都 市 モ ノ レ ー ル 道 整 備 事 業 費 ( 街 路 )	734,265
		都 市 モ ノ レ ー ル 効 果 促 進 事 業	1,800,000
合 計		7,156,769	

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正



(追 加)		
事 項	期 間	限 度 額
都市モノレール建設推進費（道路）	平成31年度	110,000
ヘリコプター維持費	平成31年度	23,365

(変 更)				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県制度融資損失補償	平成30年度から平成49年度まで	289,220	平成30年度から平成49年度まで	360,169
住宅市街地総合整備費	平成31年度から平成32年度まで	1,590,000	平成31年度から平成32年度まで	1,805,000
学校建設費（高等学校）	平成31年度	3,452,439	平成31年度	3,545,948

第 4 表 地 方 債 補 正						
(変 更)						
起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補正額	計			

	千円	千円	千円			
沖縄振興特別推進交付金事業	3,373,800	18,400	3,392,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。  (借入時期) 平成30年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
公 共 事 業 等	14,756,000	7,500	14,763,500			
県営住宅建設事業	986,600	△100,900	885,700			
警察庁舎等施設整備事業	648,800	5,400	654,200			
高等学校施設整備事業	1,962,300	37,400	1,999,700			
教職員住宅耐震等対策事業費	18,500	29,100	47,600			
災 害 復 旧 事 業	744,500	4,700	749,200			
合 計	57,362,100	1,600	57,363,700			

平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に5,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156,644,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 国庫支出金		73,742,190	5,697	73,747,887
	2 国庫補助金	32,330,082	5,697	32,335,779
歳 入 合 計		156,639,006	5,697	156,644,703

#### 歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 保健事業費		2,327	5,697	8,024
	1 保健事業費	2,327	5,697	8,024
歳 出 合 計		156,639,006	5,697	156,644,703

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成30年10月26日次のとおり通知があった。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 1 事件

2018年年末一時金の支給割合を全職員2.5ヶ月とするとともに、一律32,000円を加算して支給すること。全職員には一時金が支給されない定年後嘱託職員等を含む。有期雇用職員への支給についても全職員と同等とすること。

## 2 期間 平成30年11月9日午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、生協デイサービスとよみ、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、うらそえ虹薬局、みさと虹薬局及びこくら虹薬局

4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月12日 沖縄県指令土第523号、平成29年8月18日 沖縄県指令土第596号（変更）、平成29年10月5日 沖縄県指令土第691号（変更）、平成30年1月24日 沖縄県指令土第53号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字前原前原54番地ほか7筆及び字豊原安良原9番1ほか29筆（4工区及び5工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市松尾1丁目12番13号 株式会社A S A K A 代表取締役 高野哲朗
- 5 検査済証番号 平成30年10月18日 第4510号
- 6 工事完了年月日 平成30年9月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月14日 沖縄県指令土第573号、平成29年1月16日 沖縄県指令土第31号（変更）、平成30年1月18日 沖縄県指令土第44号（変更）、平成30年8月20日 沖縄県指令土第640号（変更）、平成30年10月18日 沖縄県指令土第781号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字豊原豊里原221番18ほか2筆及び字久志前田原547番5ほか3筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 渡具知武豊
- 5 検査済証番号 平成30年10月22日 第4511号
- 6 工事完了年月日 平成30年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月9日 沖縄県指令土第5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長65番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字田頭107番地 運天健
- 5 検査済証番号 平成30年10月23日 第4512号
- 6 工事完了年月日 平成30年9月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 校内LAN用アプリケーションサーバ等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札を決定した日 平成30年10月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 34,512,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年8月28日

## 病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年11月6日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 調達する物品等の種類 内視鏡関連機器（内視鏡室及び透視室）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 医療機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ その他入札説明書に定める書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付  
 イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立中部病院総務課施設用度係 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- (3) 申請書等の受付期間 平成30年11月6日（火曜日）から同年12月10日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨  
 ア 言語 日本語  
 イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結の日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称  
 (2) 住所又は所在地  
 (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）  
 (4) 使用印鑑  
 (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額  
 (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等  
 (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。  
 (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立中部病院が実施する内視鏡関連機器（内視鏡室及び透視室）の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年11月6日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 内視鏡関連機器（内視鏡室及び透視室）の賃貸借 一式  
 (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
 (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。  
 (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段  
 (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成30年11月6日付け沖縄県公報定期第4692号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による内視鏡関連機器（内視鏡室及び透視室）の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者  
 (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
 (1) 時期 平成30年11月6日（火曜日）から同年12月10日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで  
 (2) 場所 沖縄県立中部病院総務課施設用度係 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成30年12月10日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成30年12月17日（月曜日）午前10時
  - (2) 場所 沖縄県立中部病院第1会議室
- 6 入札保証金 当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成30年12月10日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課施設用度係
  - (2) 所在地 〒904-2293 うるま市宇宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨

## 13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。  
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成30年12月17日(月曜日)午前9時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Lease of endoscope related equipment (endoscope room/see-through room) 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS  
5:00 p.m. December 10, 2018
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS  
10:00 a.m. December 17, 2018
- (5) CONTACT  
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital General Affairs  
Division Facility Degree Section.  
281 Miyazato Uruma City, Okinawa, 904-2293 Japan  
Telephone 098-973-4111

---

## 議 会 事 項

---

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月6日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

**沖縄県議会規則第1号****沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則**

沖縄県議会会議規則(昭和47年沖縄県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第13条)
- 第2章 議案及び動議(第14条—第19条)
- 第3章 議事日程(第20条—第24条)
- 第4章 選挙(第25条—第34条)
- 第5章 議事(第35条—第47条)
- 第6章 発言(第48条—第60条)
- 第7章 表決(第61条—第71条)
- 第8章 委員会(第72条—第84条)
- 第9章 請願(第85条—第90条)
- 第10章 公聴会及び参考人(第91条—第97条)
- 第11章 秘密会(第98条・第99条)
- 第12章 辞職及び資格の決定(第100条—第103条)
- 第13章 規律(第104条—第110条)
- 第14章 懲罰(第111条—第117条)
- 第15章 会議録(第118条—第121条)
- 第16章 協議又は調整を行うための場(第122条)



第17章 議員の派遣（第123条）

第18章 補則（第124条・第125条）

附則

第124条を第125条とし、第18章中同条の前に次の1条を加える。

（配布に代わる措置）

**第124条** 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議事日程その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて議長が定めるものを講じたときは、当該配布を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

沖縄県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月6日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

**沖縄県議会規則第2号**

**沖縄県議会傍聴規則の一部を改正する規則**

沖縄県議会傍聴規則（昭和47年沖縄県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「、杖」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**沖縄県議会告示第2号**

沖縄県議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年11月6日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

**沖縄県議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示**

沖縄県議会委員会傍聴規程（平成26年沖縄県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「、杖」を削る。

附 則

この告示は、平成30年11月6日から施行する。

---

## 教育委員会事項

---

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月6日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

**沖縄県教育委員会規則第3号**

**沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則**

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の施行期日は、平成30年12月15日とする。

---

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年11月6日

沖縄県教育委員会  
教育長 平 敷 昭 人

**沖縄県教育委員会規則第4号**

**沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則**

次に掲げる規則の規定中「及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）」を「、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）」に改める。

- (1) 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）第1条
- (2) 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）第2条第2項

**附 則**

この規則は、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の施行の日（平成30年12月15日）から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第4号**

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成30年11月6日

沖縄県教育委員会  
教育長 平 敷 昭 人

**沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令**

次に掲げる訓令の規定中「及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）」を「、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）」に改める。

- (1) 教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）第1条
- (2) 教育庁等文書編集保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条
- (3) 沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第2号）第1条
- (4) 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条

**附 則**

この訓令は、平成30年12月15日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--